# 泉佐野市田尻町清掃施設組合 自動販売機設置事業者募集入札実施要領

(この入札に参加するには事前の申し込みが必要です。)

泉佐野市田尻町清掃施設組合(以下「組合」という。)では、第二事業所利用者の利便に 資するため令和7年度からの清涼飲料水等の自動販売機(以下「自動販売機」という。)の 設置事業者を募集します。参加される方は、この実施要領を熟読し、お申し込みください。

### ★ 入札参加申請受付

期間: 令和7年1月20日(月)から31日(金)まで(土日を除く)

時間: 午前9時から午後5時まで

場所: 泉佐野市田尻町清掃施設組合 第一事業所 管理棟2階

★ 入札参加申請に関する質疑受付

方法: 本実施要領記載のとおり

### ★ 入札日時等

日時: 令和7年2月28日(金)午前10時

場所: 泉佐野市田尻町清掃施設組合 第一事業所 管理棟3階会議室

泉佐野市6780番地 泉佐野市田尻町清掃施設組合 電話 072-464-5211

### 1 自動販売機の設置条件等

自動販売機の設置条件等は下記のとおりとする。

#### (1) 自動販売機にかかる入札物件

自動販売機の設置については「泉佐野市田尻町清掃施設組合自動販売機設置仕様書」 に記載している下記事項を確認のこと。

- ① 施設名称(所在地)
- ② 設置場所
- ③ 使用可能範囲寸法
- ④ 最低使用料
- ⑤ 最大更新期間
- ⑥ 容器と販売品目等の条件

#### (2) 使用許可期間

- ① 使用許可期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。
- ② 公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと組合が判断する場合は、当初の設置条件を変更しないことを前提として、最大更新期間5年を限度に、1年ごとに更新を行う。

### (3) 設置使用料

落札者(設置事業者)が入札した額を1年間の使用料とする。

- (4) その他必要となる経費等の負担
  - ① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費、光熱水費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。
  - ② 自動販売機の稼働に必要な電気料金については、設置事業者の負担により子メーターを設置し、毎月組合から通知した料金表により計算した実費額を、設置事業者が組合へ納入する。

#### (5) 設置及び維持管理責任等

- ① 自動販売機は、消費電力が 1.5 kw以内のもので、2024年7月3日に発行された新紙幣に対応したものとし、物件の設置位置図に示した場所に、使用可能範囲寸法(使用済容器の回収ボックスの寸法を除く)を超えないものを設置すること。自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全面を考慮し設置すること。また、施設管理担当者と協議のうえ適切な転倒防止対策を施工すること。
- ② 原則として設置事業者は、販売する飲料の容器(缶・ビン・ペットボトル等)の種類に応じた使用済容器の回収ボックス(ごみ袋付き)を設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

- ③ 設置事業者は、設置した自動販売機の本体及び付属品が第三者により毀損損傷された場合において、一切の補償を組合に請求することができない。
- ④ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。
- ⑤ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者自らが直接 行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫の確認や補充管理を適 切に行うこと。
- ⑥ 自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、故障及び苦情については、設置事業者の 責任において対応すること。

#### (6) 使用許可上の制限

使用許可期間前及び期間中は、次のことを遵守すること。

- ① 使用許可書の許可条件を遵守し、設置使用料等を期限までに確実に納付すること。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ③ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、組合の指示に従うこと。
- ④ 販売品目について必要な場合は、組合と協議を行うものとし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

### (7) 使用許可の取り消し

- ① 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消します。
  - ア 許可物件を公用・公共用に供する必要が生じた場合
  - イ 使用許可の条件に違反する行為があると認める場合
  - ウ 設置事業者が入札参加資格を失った場合
  - エ 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合
  - オ 設置事業者が自己都合により自動販売機の撤去を申し出た場合
- ② 上記①のイから才までの場合、既に納めた使用料は還付しない。また、取り消しにより生じた損失については、その補償を求めることはできない。
- ③ 上記①のイからオまでの場合、令和12年3月31日までに組合が実施する自動販 売機の設置事業者を選定する入札に参加することができない。

### (8) 原状回復

設置事業者は、使用許可期間の満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状 回復すること。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とする。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を組合に請求することができない。

### 2 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、入札に参加することができる。

- (1) 泉佐野市(以下「市」という。)又は田尻町(以下「町」という。)内で清涼飲料水等の販売をしている者で、泉佐野市又は田尻町内に本店又は支店(営業所)(以下「販売拠点」という。)を置いている法人又は個人。
- (2)販売拠点について、大阪府泉佐野保健所長に食品衛生法に基づく乳類販売業の営業の 届出をしている者。その他法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、 許認可等の免許を有する者。
- (3)申請時から過去1年以上、販売拠点以外において自らが管理運営する自動販売機による販売実績が有る者。(販売拠点の実態確認ができる者に限る)
- (4) 市税又は町税について未納の税額がない者。
- (5) 次の①から⑥までのいずにも該当しない者であること。
  - ① 成年被後見人。
  - ② 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律89号)第11条に規定する準禁治産者。
  - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。
  - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。
  - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得て いない者。
  - ⑥ 破産者で復権を得ない者。
- (6)次の①から⑥までのいずれにも該当しない者(①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後3年を経過した者を含む。)であること。
  - ① 泉佐野市又は田尻町との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、 又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 泉佐野市又は田尻町が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を 妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した 者
  - ③ 落札者が泉佐野市又は田尻町と契約を締結すること又は市又は町との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により泉佐野市又は田尻町が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなく泉佐野市又は田尻町との契約を履行しなかった者

- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約 の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (7) 泉佐野市暴力団排除条例(平成24年泉佐野市条例第28号)第2条第1号から第3号と田尻町暴力団等排除条例(平成24年条例第10号)第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号) 第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

### 3 入札参加申請用紙の配布・質疑回答

配布期間:令和7年1月10日(金)から配布を開始

配布方法:清掃施設組合ホームページ (http://sanotajiri.la.coocan.jp/) より

ダウンロードして下さい。

質疑回答:

質疑期間 令和7年1月20日(月)から28日(火)まで

質疑方法 書面にて行う。持参又はFAX、メールにて提出すること。

FAX、メールの場合は、必ず着信確認を行うこと。

送付先 FAX:072-464-5212

メール: sanotajiri@rinku. zaq. ne. jp

様 式 等 質疑様式は任意とするが、A4サイズを使用すること。

質疑については、質疑者名 (商号又は名称)、担当者名、連絡先電話番号等

を明記の上、質問内容を簡潔に箇条書きにすること。

ただし軽易なものは口頭でも可とする。

回答日は、令和7年1月30日(木)とする。

回答は、質疑者に対しFAX又はメールで行う。

ただし軽易なものは口頭で行う。

### 4 入札参加申請の受付

期 間:令和7年1月20日(月)から1月31日(金)まで(ただし、土日は除く)

受付場所:泉佐野市田尻町清掃施設組合 第一事業所 管理棟2階

受付時間:午前9時から午後5時まで

提出方法:持参に限る。

なお、申請時に不足書類があった場合は、土日祝日を除き2月7日(金)までに持参すること。

# 5 提出書類一覧

	書 類 名	備考
1	入札参加申込書	(様式第1号)
2	誓約書	(様式第2号)
3	自動販売機設置(経営)状況報告書	(様式第3号)
4	店舗所在地位置図	(様式第4号)
5	入札使用印鑑届	(様式第5号)
		代表者印を使用する場合でも提出するこ
		と。
6	(法人の場合)	法務局発行のもの
	現在事項全部証明書	(履歴事項証明書でも可)
	(発行日から3ヶ月以内のもの)	
7	営業証明書	法人・個人とも、市税務課又は町税務課
	(発行日から3ヶ月以内のもの)	の発行する「営業証明書」(営業している
		ことの届出があったことの証明)
8	市税又は町税について未納の税額がない証明	市税又は町税について、法人・個人とも、
	(発行日から3ヶ月以内のもの)	税務課の発行する「市税又は町税につい
		て未納の税額がない証明」
9	役員(個人)調書	(様式第8号)

### 6 入札参加証の交付

提出書類受付後、自動販売機設置事業者入札参加申込書に受付印を押印した写し(入札参加証)を交付します。入札当日ご持参ください。

#### ※留意事項

- ① 申込後の辞退は可能ですが、速やかに(必ず入札日の前日までに)辞退届を提出してください。(辞退届の様式は自由ですが、A4サイズの用紙に参加を辞退する旨、申込者名、所在地、連絡先、担当者名を明記の上、入札使用印を押印して作成し、先に交付済みの入札参加証とともに提出してください。)
- ② 入札参加資格の確認のため、提出された書類の情報を警察機関へ照会します。
- ③ 入札参加申込書提出後、入札参加資格を満たさないことが判明した場合は、入札参加 資格を取り消します。

#### 7 入札方法等

(1)入札日時

令和7年2月28日(金)

午前 9 時30分から入札の受付

午前10時00分から入札執行

※入札までに受付を済ませておくこと。

※入札時間に遅れた場合は入札に参加することができない。

(2)入札場所

第一事業所 管理棟 3階会議室

- (3) 持ち物
  - ① 入札参加証(入札参加申込書に組合の受付印を押印した写し)
  - ② 入札書
  - ③ 入札使用印鑑 (代理人により入札をしようとする場合は、委任状に押印されている代理人の使用印鑑)
  - ④ 委任状 (代理人が入札する場合)
  - ⑤ 筆記具
- (4)入札の方法
  - ① 入札者への入室は、1入札参加者につき1名とする。
  - ② 入札参加者は、設置を希望する物件の1年間の金額を入札書に記載する。
  - ③ 代理人が入札するときは、委任状を持参すること。

この場合、入札書には入札申込者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札 すること。入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人 となることができない。

- ④ 入札書の押印は、入札使用印鑑届の印を使用すること。 代理人が行う場合は、委任状に押印した代理人使用印を使用すること。
- ⑤ 入札書の書き換え、差し替え、又は撤回することはできない。

#### (5)入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札参加資格のない者が行った入札
- ② 入札事項について、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- ③ 入札書に記名押印がない入札
- ④ 入札者又はその代理人が、他の入札代理人となり入札をした入札
- ⑤ 入札に関し、不正の入札の行為をした者が行った入札
- ⑥ 入札に関する条件に違反した入札
- ⑦ 入札金額を訂正した入札
- ⑧ 入札金額が最低使用料に達しない入札

#### (6) 入札の中止又は延期

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

なお、入札を中止又は延期した場合においては、入札者及び入札に参加しようとする 者が損害を被っても、組合はその責任を負いません。

### (7) 落札者の決定方法

- ① 開札は、入札締切り後、入札者の面前において開札し、組合が設定する最低使用 料以上の額で、かつ、最高金額を入札した者を落札者として決定する。
- ② 同一金額の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きにより決定する。くじ順は申込の受付番号の小さい者順とする。該当者はくじ引きを辞退できない。
- (8) 落札者(設置事業者)の発表及び公表等 開札後直ちに落札者名及び落札金額を発表する。
- (9) 落札者(設置事業者)の決定の取り消し

落札した業者が正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続きをしなかった場合は、落札者が落札した物件の設置事業者としての決定を取り消す。

(10) 落札者(設置事業者)の決定取り消し後の取扱い

上記(9)の場合、有効な入札書の金額が次点であった者を落札者とし、設置事業者 と決定する。

#### (11)公正な入札の確保

① 入札参加者は、入札に当って、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格

又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めること。また、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

- ② 入札参加者は、この実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。また、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げ、他の参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持すること。
- ③ 入札に際して、談合その他不正行為を行ったと認められる者及び正当な委任を受けていない代理人又は委任状を持参していない代理人は、入札に参加することができない。
- (12)使用許可の取り消しにより自動販売機が撤去された場合、当該施設の次の自動販売機設置事業者の選定については、その物件の次に高い金額(最低使用料以上の額であること。)を入札した者と協議の上、設置事業者として決定できるのもとする。ただし、前記(7)落札者の決定方法を適用する。また、設置期間は当該施設の入札時の条件を適用する。

### 8 落札後の事務処理について

落札者(設置事業者)に決定した者は、令和7年3月14日(金)までに、組合へ下記の 書類を提出して使用許可申請の手続きを行うこと。(提出部数は各1部)

- ① 行政財産使用許可申請書(組合指定用紙:平成7年4月1日からの許可を申請)
- ② 設置場所の図面(設置仕様書の図面を利用するか、担当原課から提供を受けること)
- ③ 設置する自動販売機のカタログ(寸法、消費電力のわかるもの)
- ④ 販売品目一覧表 (組合との協議が必要となる)
- ⑤ 搬入車両届出書(搬入経路図、自動車検査証を添付)

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

### 泉佐野市田尻町清掃施設組合自動販売機設置事業者募集入札参加

# 申 請 用 紙 一 覧

①入札参加申込書 (様式第1号)

③誓 約 書 (様式第2号)

③自動販売機設置(経営)状況報告書 (様式第3号)

④店舗所在地位置図 (様式第4号)

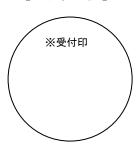
⑤入札使用印鑑届 (様式第5号)

⑥委 任 状 (様式第6号)

⑧入 札 書 (様式第7号)

9役員(個人)調書 (様式第8号)

### 【入札参加証】



(様式第1号) 令和 年 月 日

### 泉佐野市田尻町清掃施設組合自動販売機設置事業者入札参加申込書

泉佐野市田尻町清掃施設組合管理者 様

下記の物件の設置事業者入札に参加したいので、入札実施要領を承知の上、申し込みます。

入札申込者 (申込は泉佐野市内又は田尻町内に所在する本店名、支店名(営業所名)を記入してください)

〒( - )

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 印

住 所

(生年月日 S·H 年 月 日生)

(電話番号) 072 - -

物 件

設置場所 泉佐野市田尻町清掃施設組合 第二事業所

私は、泉佐野市田尻町清掃施設組合が実施する自動販売機設置事業者募集入札の参加申込に当たり、次の事項を誓約します。この誓約に違反又は虚偽があったことにより、 当方が不利益を被ったとしても一切異議申し立てしません。

- 1 実施要領の2に定める入札参加資格要件をすべて満たしており、申請にかかる提出書類のすべての事項は、事実と相違ありません。なお、虚偽の記載事項があった場合は、いかなる処分を受けても一切異議を申し立てしません。
- 2 入札に際し、本実施要領に記載の内容をすべて承知しています。
- 3 契約の締結に際し、当方又は当方の法人その他役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
- (1)泉佐野市暴力団排除条例第2条第1号から第3号と田尻町暴力団等排除条例第2条第1号から第3号に規定している者
- (2)暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (3)暴力団員によりその事業活動を実質的に関与を受けている者
- 4 当方は、組合から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 5 当方は、この誓約書及び役員調書等が組合から大阪府警察泉佐野警察署及び大阪府警本部に提供されることに同意します。
- 6 当方がこの誓約書3に該当する者であると組合が大阪府警本部から通報を受け、又は組合の調査により判明した場合には、組合が暴力団排除条例に準じ、泉佐野市田尻町清掃施設組合ホームページ等においてその旨を公表することに同意します。
- 7 当方は、自動販売機の設置に関し、暴力団等から不当介入等を受けた場合は、組合管理者に報告し所轄警察署へ届出します。

#### 泉佐野市田尻町清掃施設組合管理者 様

### 入札申込者

(泉佐野市内又は田尻町内に所在する本店名、支店名(営業所名)を記入してください)

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

印

(電話番号) 072 - - -

### 自動販売機設置(経営)状況報告書

### 泉佐野市田尻町清掃施設組合管理者 様

### 入札申込者

(泉佐野市内又は田尻町内に所在する本店名、支店名(営業所名)を記入してください)

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

印

(電話番号) 072 -

1. 自動販売機設置台数(令和7年1月1日時点)

 泉佐野市内
 台

 田尻町内
 台

 合計
 台

2. 取扱会社名等(令和7年1月1日時点)

3. 商品売上高等(過去3年間の決算による各年額)

	前々々年	前々年	前年
自動販売機売上高	千円	千円	千円
店舗販売売上高	千円	千円	千円
配達販売売上高	千円	千円	千円
その他	千円	千円	千円
숨 計	千円	千円	千円

	<u> </u>	
	店舗所在	地 位 <b>置 凶</b> ——
商号又は名称		
所 在 地	〒 ( 598 −	)
電話番号	072 —	_
	(住宅地図の貼り付けもす	
(方位は北を上にし	ン、店舗の位置を網掛けで	示してください)
店舗の写真①		店舗の写真②

・店舗の写真は、看板等が写っている写真を2方向から撮影してください。

### 入 札 使 用 印 鑑 届

### 泉佐野市田尻町清掃施設組合管理者 様

私は、泉佐野市田尻町清掃施設組合自動販売機設置事業者募集入札に当たり、 下記のとおり使用印鑑をお届けします。

入札申込者 (泉佐野市内又は田尻町内に所在する本店名、支店名(営業所名)を記入してください)

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

印

(電話番号) 072 - -

受付係確認欄

記

入札使用印

委任	状
女	1/\

### 泉佐野市田尻町清掃施設組合管理者 様

私は、泉佐野市田尻町清掃施設組合自動販売機設置事業者募集入札に参加する に当たり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

入札申込者 (泉佐野市内又は田尻町内に所在する本店名、支店名(営業所名)を記入してください)

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

印

(電話番号) 072 - -

記

受付係確認欄

1 委任する権限

自動販売機設置事業者募集入札に関する一切の権限

2 代理人

代理人入札使用印鑑

(住 所)

(氏 名)

(注)「代理人使用印」の枠内に代理人が使用する印鑑を押印してください。代理人は、 入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。

令和7年2月28日

入	札	書	

泉佐野市田尻町清掃施設組合管理者 様

入札申込者 (泉佐野市又は田尻町内に所在する本店名、支店名(営業所名)を記入してください)

(所在地) (入札使用印)

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 印

代理人 (代理人の場合使用印)

(住 所)

(氏 名) 印

泉佐野市田尻町清掃施設組合自動販売機設置事業者募集について、実施要領の 各条項を承知の上、下記のとおり入札します。

物件名称		金		額		
泉佐野市田尻町清掃施設組合 第二事業所	百万		千		0	O

- ・黒インク又は青インクのボールペンで記入してください。
- ・代理人が入札する場合は、入札者の所在地・代表者名(氏名)を記入の上、代理人の住所・氏名を 記入し委任状の代理人使用印を押印してください。
- ・使用料は、組合が設定する最低使用料(年額)以上の金額を記入してください。
- ・金額はアラビア数字で記入し、初めの数字の頭に¥マークを入れてください。
- 金額は訂正しないこと。

### 役員(個人)調書

### 泉佐野市田尻町清掃施設組合管理者 様

### 入札申込者

(泉佐野市内又は田尻町内に所在する本店名、支店名(営業所名)を記入してください)

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

印

### 当社役員(個人)は、次のとおりです。

役員氏名	役職名		住 生 <sup>4</sup>	所 年月日		
(フリカ・ナ)		住 所				
		生年月日		年	月	日生
(フリカ・ナ)		住 所				
		生年月日		年	月	日生
(フリカ・ナ)		住 所				
		生年月日		年	月	日生
(フリカ・ナ)		住 所				
		生年月日		年	月	日生
(フリカ・ナ)		住 所				
		生年月日		年	月	日生
(フリカ・ナ)		住 所				
		生年月日		年	月	日生

※法人で申し込まれる場合、法人登記簿に記載されている役員全員(代表者を含む)を記載してください。

## 泉佐野市田尻町清掃施設組合自動販売機設置仕様書

- ・設置台数は1台とする。
- ・自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障が生じることもあるので、応募前に設置場所の確認を行うこと。

施設名称(所在地)	泉佐野市田尻町清掃施設組合 第二事業所 (泉南郡田尻町嘉祥寺290番1)
設置場所	焼却棟裏
使用可能範囲寸法	幅1. 0m 奥行0. 8m
最低使用料(年額)	3,000円
最大更新期間	令和11年度まで
容器	缶又はペットボトル等の密閉式容器
販売品目等の条件	お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類など
職員数	約50人
来場者数	約200人(来場者の利用はあまり見込めません)

<sup>※</sup>使用可能範囲寸法には、使用済容器の回収ボックス設置面積を含まない。

<sup>※</sup>販売品目に酒類を含まないこと。

# 泉佐野市田尻町清掃施設組合自動販売機 位置図

